

議案第 13 号

新座市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

新座市児童発達支援センター条例（令和元年新座市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）<u>第 43 条</u>に規定する<u>児童発達支援センター</u>として、新座市児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法第 6 条の 2 の 2 第 5 項</u>に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）</p> <p>(3) [略]</p> <p>（利用資格）</p> <p>第 8 条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第 3 条第 3 号</u>に掲げる事業 市内に住所を有する児童（法第 4 条第 1 項に規定する児童をいう。）、その保護者その他の市長が当該事業による支援の必要があると認める者</p>	<p>（設置）</p> <p>第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）<u>第 43 条第 1 号</u>に規定する<u>福祉型児童発達支援センター</u>として、新座市児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法第 6 条の 2 の 2 第 6 項</u>に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）</p> <p>(3) [略]</p> <p>（利用資格）</p> <p>第 8 条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第 3 条第 2 号</u>に掲げる事業 市内に住所を有する児童（法第 4 条第 1 項に規定する児童をいう。）、その保護者その他の市長が当該事業による支援の必要があると認める者</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 28 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。